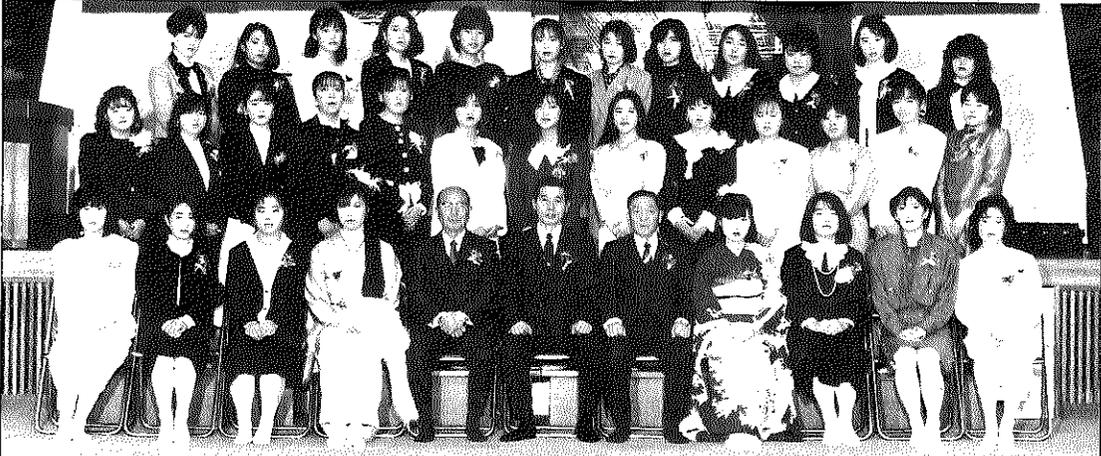
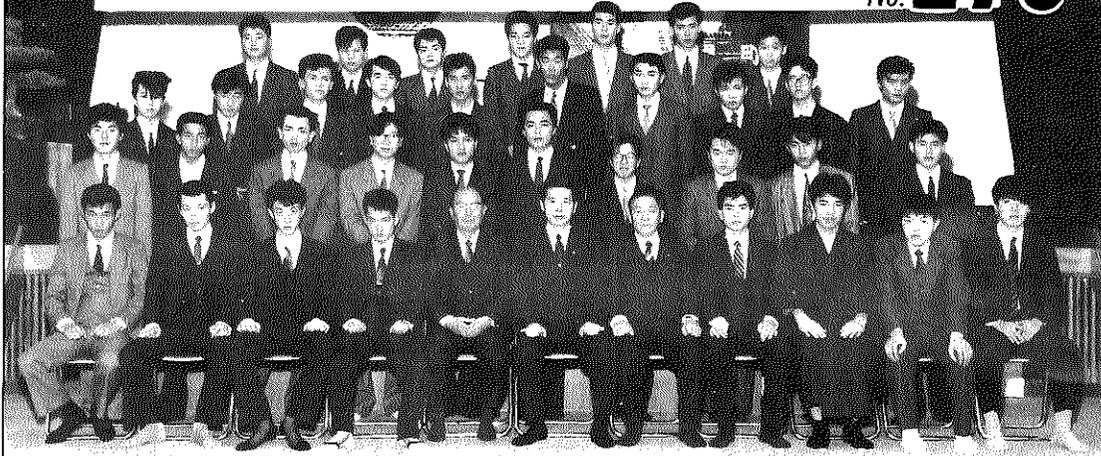


広報 みなみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 (有)太陽印刷社 TEL 2-0388

町の人口
61年12月末現在
総人口 5,394人 +8
男 2,571人 -4
女 2,823人 +4
世帯数 1,345戸 -1

祝 成 小国町 No. 279



1987

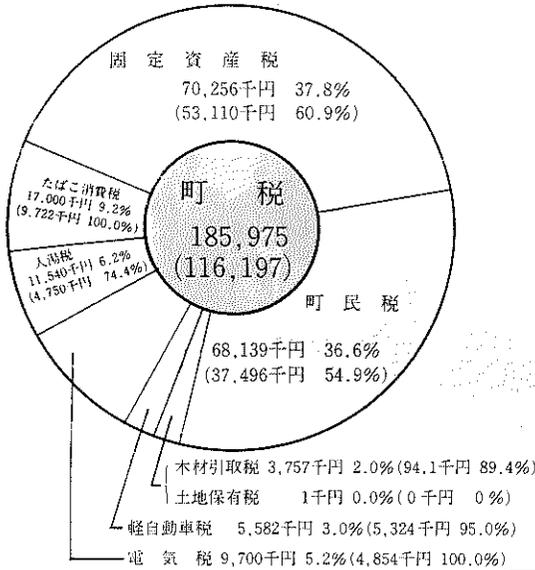
2月号 / 62

—昭和61年度(上半期)—

▶一般会計歳入◀

財政事情の公表

町税収入の状況



◎上段数値は9月30日現在予算額と町税における構成比を示します。
 ◎下段()書き数値は、9月30日現在における収入済額と調定額に対する徴収率を示します。

構成比	予算に対する執行率	予算額(執行額)	区分
0.0	0.0	1千円 (0)	交通安全対策特別交付金
0.1	56.7	2,291 (1,300)	寄附金
0.7	57.1	13,000 (7,419)	自動車取得税交付金
0.8	47.0	14,934 (7,013)	使用料及び手数料
0.9	35.9	16,263 (5,840)	諸収入
1.8	17.6	34,500 (6,069)	地方譲与税
2.8	0.0	54,000 (0)	繰入金
3.4	0.0	64,844 (0)	繰越金
3.7	29.4	70,356 (20,701)	国庫支出金
3.8	17.8	71,746 (12,740)	財産収入
3.8	38.5	72,957 (28,087)	分担金及び負担金
7.7	0.0	148,101 (0)	町債
9.7	62.6	185,975 (116,357)	町税
13.1	2.4	251,711 (6,164)	県支出金
47.7	75.5	914,077 (690,470)	地方交付税
100.0	47.1	1,914,756 (902,160)	計

〔地方債現在高〕

区分	昭和60年度末現在高(A)	昭和61年度上半期元利償還金			差引現在高(A)-(B)
		元金(B)	利子	計	
一般会計分	1,485,304 千円	71,806 千円	49,490 千円	121,296 千円	1,413,498 千円
簡易水道事業分	72,740	1,581	2,522	4,103	71,159
営農用水事業分	24,053	2,363	747	3,110	21,690

〔一時借入金の状況〕

一時借入金とは、歳計現金に一時的に不足を生じた場合、その資金繰りのためにされる借入金ですが、昭和61年9月30日現在借入残高はありません。



財政事情の公表は、町民の皆さまに町財政の現況をお知らせすることによって、町財政の実態についてご理解を深めていただくと共に今後の町発展についてご協力を得るため毎年度二回定期的に公表するもので、今回は昭和六十一年九月三十日現在における一般会計及び特別会計の予算と、その収支現況並びに地方債の状況等をお知らせいたします。

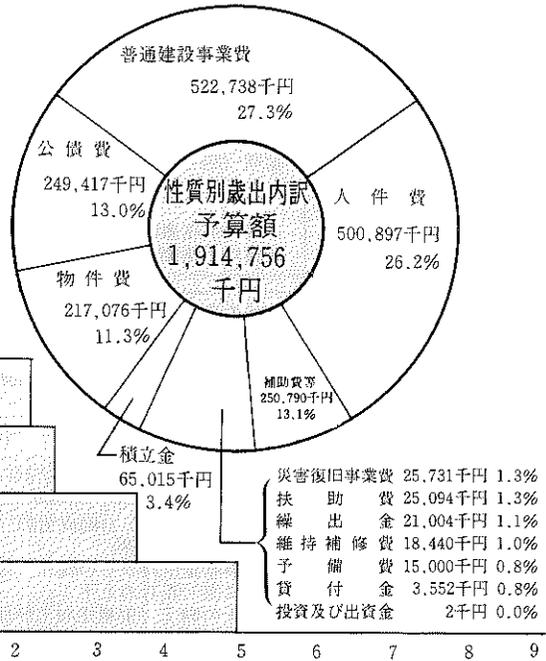
詳細につきましては、昭和六十二年一月五日より同年六月三十日までの間、役場総務課に告知してありますのでご覧下さい。

▶ 一般会計歳出 ◀

区 分	予 算 額 (執行額)	予算に 対する 執行率	構成比
諸支出金	1,141,000 (0)	0.0	0.0%
予備費	15,000 (0)	0.0	0.8
災害復旧費	25,794 (2,911)	11.3	1.3
商工費	28,002 (9,808)	35.0	1.5
議会費	56,002 (25,095)	44.8	2.9
衛生費	74,953 (35,534)	47.4	3.9
消防費	75,799 (46,880)	61.8	4.0
民生費	148,846 (73,315)	49.3	7.8
教育費	158,981 (73,708)	46.4	8.3
土木費	222,518 (56,982)	25.6	11.6
公債費	249,717 (121,702)	48.7	13.0
総務費	366,686 (134,710)	36.7	19.2
農林水産業費	492,457 (48,209)	9.8	25.7
計	1,914,756 (628,854)	32.8	100.0

歳出の状況

公債費2,249,417千円の内、135,314千円は過疎債、8,855千円は辺地債であり、過疎債については70%、辺地債については80%が普通交付税に算入されますので、実質町持分は残り30%と20%となります。



【特別会計の状況】

(単位:千円)

区 分	歳 入		歳 出		差 引 (A) - (B)
	予 算 額	収入済額 (A)	予 算 額	支出済額 (B)	
国民健康保険特別会計	484,842千円	178,129千円	484,842千円	162,876千円	15,253千円
老人保健特別会計	306,239	159,894	306,239	158,939	955
簡易水道事業特別会計	47,690	15,807	47,690	14,685	1,122
営農用水事業特別会計	8,066	945	8,066	3,236	△ 2,291
農地保有合理化促進事業特別会計	18,090	18,089	18,090	0	18,089

水田利用再編対策が水田農業確立対策へ

昭和44年の米生産調整より始まりました減反政策も年を追うごとに、その制度内容も大きく移り変わり、従来のも米減らしから稲作に代わる作物への転換が重要視されるようになってきました。そして昭和62年度からは新たに水田農業確立対策事業に名称を変更し、国の基本的考えも生産者と生産団体の主体的責任をもった取り組みにより水田農業の確立を趣旨とするという観点に立っています。そのことは転作田の交付金についても反映しており、奨励金から助成金へとなり、基本額が大幅に減少され、その代わりとして生産組織の育成、農地の集約化等に対する加算金が重視されます。すでに南小国町におきましても15ヘクタールの目標面積の配分があり（飯米除外面積の約37%）今後は、この水田農業確立対策事業に生産者、農協、町が一体となって推進していくこととなります。尚、旧対策事業、新対策事業の主な内容は次のとおりです。

	水田農業確立対策(新事業)	水田利用再編対策(旧事業)
1 趣 旨	○水田を活用して生産される作物の生産性の向上 ○輪作農法の確立 ○米の需給均衡化（米の計画的な生産）	○米の需給均衡化（米の計画的な生産） ○農産物の総合的自給力の向上（麦、大豆、飼料作物等に重点を置いた転作の推進）
2 実施期間	昭和62年～67年（6年間）	昭和53年～61年（9年間）
3 転作等目標面積 （南小国町）	前期（昭・62～64年）145ha	第3期（昭・59～61年）94.3ha
4 転作等目標面積の 決定配分	行政と生産者団体の共同責任で、双方が協議調整の上決定し、配分通知は両者が行う。	決定及び配分通知は行政が行う
5 転作物等 ① 作物区分	地域の農業者と農業関係者の創意と工夫に基づく自由な選択（原則として需給事情に問題のない作物は全て対象） 一般作物 永年性作物、特例作物以外の作物 永年性作物 水田から畑等への転換を伴う作物等 特例作物 需給が緩和状況にある作物	農産物の総合的自給力の向上に配慮して設定（原則として、需給事情に問題のない作物は全て対象） 一般作物 特定作物、永年性作物以外の作物 永年性作物 果樹、その他木本性作物 特定作物 自給力向上の必要性が高い飼料作物、大豆、麦等
6 水田農業確立助成補助金 ① 基本的考え方 ② 加算制度 ③ 交付方法 ④ 金額(別表)	構造政策を重視した助成措置（望ましい水田利用形態への誘導） 転作奨励金依存からの脱却（行革審からの指摘）に沿ったものとする。 生産上の向上（生産性向上等加算） 生産者団体を中心とした転作の推進（地域営農加算） 加算額のウエイトが相対的に高い 新たに集団等への一括交付が可能（地域ぐるみでの転作条件整備、水田農業確立の相互扶助体制づくりを誘導）	米から他作物への転換を重視した奨励措置（水稲との比較収益性に配慮して設定） 転作奨励金からの早期脱却を図る 転作の定着化促進（第1種加算、第2種加算） 農業者へ交付
7 推進体制	生産者と生産者団体の主体的責任を持った取り組みを基礎に、行政と生産者団体とが一体となって推進	行政は、農業団体等の協力を得て推進 農業団体は連絡協調し推進指導

別表 (新事業)		単位：千円			(旧事業)		単位：千円	
区 分	基本額	加 算 額			区 分	基本額	加 算 額	
		生産性向上 推進加算	うち特設型	地域営農 推進加算			第1種加算	第2種加算
転 作					転 作			
一般奨励作物	20	20	10	10	特 定 作 物	41	20	10
永年性作物等	25	20	10	10	永 年 性 作 物	49	20	10
特 例 作 物	7	5	5	5	一 般 作 物 等	26	15	10
水 田 預 託	7	—	—	—	う ち 野 菜	21	15	10
土 地 改 良 通 年 施 行	7	—	—	—	管 理 転 作	26	15	10
					土 地 改 良 通 年 施 行	21	—	—

所得税の

確定申告は

2月16日～3月16日

○当町における税務署からの出張納税相談は次の通りです。

期日 3月2日～4日

場所 管理センター

時間 午前9時～午後4時

○但し、3月10・11日は業種別相談を行います。

○御案内しました相談予定日に、必ず相談を受けて下さい。

○申告書等の送付を受けていない方でも、申告の必要な方は相談会場において下さい。

○確定申告書は、電算機用のプレプリント申告書用紙を使用して下さい。

○還付申告書は『自分』で作成するよう心掛けましょう。

○所得税の納付は便利な口座振替で。還付金の受け取りは安全・確実な銀行等の口座を利用しましょう。

○申告しなかったり、または少なく申告した場合は加算税

や延滞税など余分な税金を納めて頂くこととなります。

○脱税は社会的犯罪であり、結果的には納税者自身が経済的損失と社会的信用の喪失を受けることとなります。

○59年度の確定申告から、白色事業者等の方は収支内訳書を記載し、確定申告書に必ず添付して頂くことが義務付けられました。

贈与税の

申告は

2月1日～3月16日

○贈与税の出張納税相談は次の通りです。

期日 2月6日

場所 管理センター

時間 午前9時～午後4時



(昭和61年分)

※所得税及贈与税の申告相談日程表

税目	場所	期日	時間
贈与税	管理センター	2月6日(金)	午前9時～午後4時
所得税	〃	3月2日(月)～4日(水)	〃
〃	〃	3月10日(火)・11日(水)	〃

※住民税の申告相談日程表 時間：午前9時～午後4時

期日	場所	対象地区名
2月23日(月)	管理センター	田中・千光寺・竹の熊・新町・上町・本町・下町・里組
2月24日(火)	〃	赤馬場・脇戸・矢津田・杉田全域・鬼山・馬場全域
2月25日(水)	波居原公民館	旧波居原小学校下全域
2月26日(木)	黒川小学校	黒川・田の原・大谷山・瀬の本
2月27日(金)	温泉館	満願寺小校下全域
3月5日(木)	中原小学校	上中原・中中原・下中原
3月6日(金)	〃	滝下・平瀬・樋の口・中湯田・古賀・矢田原
3月9日(月)	吉原集会所	吉原・星和小校下全域・小田・白川

国民年金の保険料は所得額から控除されます!

国民年金の保険料は、所得税の確定申告のとき社会保険料として納めた保険料の全額が控除の対象になることをご存知でしょうか。昨年の1月から12月までの間に納められたあなたや、あなたの家族の国民年金の保険料は、社会保険料控除として所得から控除されます。そのほか、保険料を前納したときは、前納の期間が1年以内のものについては、その全額が対象になります。また、保険料を免除されていた期間を納めたときや、納め忘れの保険料を納めたときも全額対象になります。このように、国民年金の保険料は所得から控除されますので確定申告のときには、社会保険料の控除申告を忘れないようにしましょう。なお、昨年の1月から12月までの保険料の額は次のとおりです。

- 定額保険料 八四、二〇〇円
- 一月～三月(二〇、二二〇円)
- 一ヶ月 六、七四〇円
- 四月～六月(六、二九〇円)
- 一ヶ月 七、一〇〇円
- 七月～九月(七、一〇〇円)
- 一ヶ月 七、一〇〇円
- 十月～十二月(七、一〇〇円)
- 一ヶ月 七、一〇〇円
- 付加保険料 四、八〇〇円

河津さん、橋本さん ごくろうさまでした!!



橋本郁子さん 河津カツさん

町民福祉の充実のため、ひたすら尽力された民生児童委員の退任式が、十一月二十八日南小国町自然休養村管理センターで行われました。このたび退任された方は、河津カツ・橋本郁子の両氏で、藤堂町長から両氏に対し「急速な高齢化社会の到来、経済面での変動等で困難の度を増している中で、の福祉に対する町民の要望は多様に亘り、第一線で御活躍されました両氏には大変であったらうと心より敬意と感謝を申し上げます。」とお礼の言葉を述べました。そして退任者より、民生児童委員は退任するが、南小国町の発展と福祉向上のため傾注したとの言葉を頂きました。両

氏のみますの御活躍と御健闘をお祈り申し上げます。
▽在任期間及び担当区

○河津 カツ氏
昭和四〇年十二月一日より

昭和六十一年十一月三十日まで(二十一年間)
担当区 中湯田・湯田(上下)

古賀・矢田原
○橋本 郁子氏
昭和四十六年十二月一日より

昭和六十一年十一月三十日まで(十五年間)
担当区 竹ノ熊・千光寺・田中・志賀瀬・荒倉・動目木・手形野

新民生児童委員就任!!

民生児童委員の一斉改選が六十二年十二月一日に行われました。これに伴い民生児童委員の委嘱状伝達式が十二月十日に南小国町自然休養村管理センターで行われました。
新民生児童委員十二人が決まり藤堂真人町長から、厚生大臣と熊本県知事の委嘱状が一人一人に手渡されました。挨拶にたった町長は、「厚生大臣からの委嘱一つをとって

ましても民生児童委員の役目がいかに重大かが伺がわれます。
これから三か年間にわたり

南小国町福祉行政の第一戦での御活躍を御願いし、健康に留意され、明るいつどりに御協力をお願い申し上げます。」と挨拶があり伝達式を終りました。

任期は昭和六十四年十一月三十日まで。新委員は次のとおり(敬称略)。

大字	氏名	担当	区
赤馬場	北シキ	竹ノ熊・千光寺・田中・志賀瀬・荒倉・動目木・手形野	
	手嶋 衛正	市原(上・本・下)・新町	
	宅野 昭一	赤馬場・脇戸・矢津田・杉田	
中原	石倉ツタ子	鬼山・森園・黒原・中村・布目・馬場・戸無・滝口・牛房草	
	中島 智男	和田・瓜上・米山・棚ノ本・落見	
	北里 賢治	地蔵原・松ノ木・坂ノ下・田尻・平瀬・滝下・樋ノ口	
満願寺	河津 忠男	中湯田・湯田・古賀・矢田原	
	宇都宮ルイ	志童子・志津・立岩・扇	
	井 丸雄	小原・矢ヶ部・永山・泉和・吉原	
	佐藤 智英	小田・白川・田ノ原	
井野 哲男	井 松美	瀬ノ本・大谷山・黒川	
	井野 哲男	高花・長迫・鬼瀬・陣内・波居原下	

可愛い使節 第二陣老人 ホームを慰問

黒川保育園児と保護者会
有志のみなさんら

黒川保育園の園児と同園保護者会(会長 後藤健吾さん)を中心とした有志の皆さんが、去る十二月十七日小国町にある老人ホームを慰問しました。これは、毎年発表会をおこなっている同園が、その時の出し物をそのままにしまっておくにはもったいない、老人ホームで静かに余生を送っておられるお年寄りを少しでもお慰めすることができたらと毎年定期的におこなっているものであつて、昨年の市原保育園児の訪問に次いで今日が第二陣。この日は、同園保護者会を中心とした有志の皆さん方(井郁夫さん・平野昭夫さん・後藤健吾さん・武田秀二さん・小林茂喜さん・松崎郁洋さん・北里富男さん・佐藤浩志さん・北里俊治さん・北里桂一さん以上十名)も、ふるさとの芸能やまなみ太鼓

「おじいちゃん、おばあちゃん、来年もまたお会いしましょう。その時まで元気でいてください。」
これは可愛い使節からの伝言でした。



有志のみなさんによる「やまなみ太鼓



園児による遊戯

老人保健法が 改正される

老人保健法の医療の一部負担金が、昭和六十二年一月一日から変わり、老人保健医療費給該当者が病院（医院）で診療を受けるときは、窓口で次のとおり一部負担金を支払うことになりました。

- ◎入院外（外来者）各月の最初の診療日に 八〇〇円
- ◎入院をした場合 一日につき 四〇〇円

但し、町民税非課世帯に属する福祉年金受給者の方は、現行どおり二ヶ月を限度として従来どおり、一日二〇〇円支払うこととなります。

お願い!!

病院、医院で最初診療を受ける場合は、必ず被保険者証と老人保健医療受給者証及び健康手帳を持参して、受付の窓口へ提出してください。また、各月の初めにも受付窓口へ提出してください。

被保険者証や受給者証の番号、生年月日などのまちがいが多く見られ、関係書類の整理や事務に困難をきたしておりますので、事情をご承知していただきたく、よろしくお願います。

国民年金の保険料を納めましょう!!

高齡化社会を迎えて、私達の老後は一段と長くなっていきます。昨年の四月から新しい国民年金がスタートして、サラリーマンもその奥さんもすべての人が国民年金に加入することになりました。皆さんが、豊かな老後の生活を送るためには、国民年金は欠かすことができません。国民年金の保険料を納め忘れたままにしておきますと、不慮の事故のとき等に、障害基礎年金や遺族基礎年金などが受けられなくなるばかりでなく、老後の柱となる老齡基礎年金も受けられないということになります。厚生年金保険な

どの保険料は、給料から差し引かれますので納め忘れということはありませんが、国民年金は自主納付となっているので、忙しいときなど、とかく納め忘れになりがちなものですね。納め忘れがないかも一度確かめ、期限までに納めましょう。納付方法などわからないことは、役場国民年金係におたずねください。

こんには 保健婦です!

●朝の洗顔 鏡の前で百面相!!

一日の初仕事は排尿だとすると、次の仕事は洗顔ということになります。その前に鏡に映る自分の顔を観察して、ヘルス・チェックされてみてはいかがでしょう。

アルバムの古い写真を見るまでもなく、十年もたてば、人間の顔はかなり変化していきます。この変化は、一日一日の積み重ねの上ででき上がっ

たものなので、誰も毎日の変化にはなかなか気がつきません。

しかし、ふつうでは気づかないような少しばかりの変化でも日頃のわずかな努力で正確に見い出せるようになります。



顔の変化で見分ける健康状態!!

調子が変だと感じたら生活態度の反省を!!

さらに、目の輝きや眼球の白い部分の色、目の周囲の状態、皮膚の色つやなどを普段から観察しておけば、色々な変化を見分けることが出来ます。又、目を開けて鏡を見れば、舌の色やのどの周囲まで見ることが出来ます。唇の色も毎日変化していることが発見出来るでしょう。

顔全体についてよく観察してみよう!!
目を開けたり、閉じたり、百面相を鏡の前でやってみます。そうすれば、毎日同じ顔をしていたと思っていた自分の顔が、微妙に変化していることに気がつきます。

化粧が女性の身だしなみだとすれば、男性はひげをそることが日課です。化粧ののりがよいとか、カミソリ当たりがよいときには、体の調子がよいことがわかります。毎朝同じ化粧品、同じカミソリを使っているのにどうも調子が変だという時には、前日の生活や睡眠時間との関係を考えてみましょう。

心配事がある時の顔、寝不足のときの顔、給料日の朝の顔など、それぞれに特徴があり、どのような顔が心身ともに調子の良い時の顔なのかを知ることが出来るようになります。とを忘れないで下さい。

家庭と子どもの

しあわせの

ために

児童手当

児童手当については、第二子より支給される新制度になって二年目を迎えました。

新制度の完全実施は六十三年度からということは御承知の通りです。此の六十二年度は新制度移行の中間年で、次のような制度運用が行れます。

※昭和六十二年度中(昭、六十二、四、一〜昭、六十三、三、三十一)に児童手当を受給出来る者(受給資格者)

①昭和五十八年四月二日以後に生れた児童を含む二人以上の児童を監護し、かつこれと生計を同じくする父又は母

②昭和五十三年四月二日以後に生れた児童を含む三人以上の児童を監護し、これと生計を同じくする父又は母

③前記①又は②に該当する児童を監護し、その生計を維持する者

※児童手当を受給するには

①概に手当を受給しているものの内、第2子以降の児童が昭和五十八年四月二日以後に生れた児童を監護している場合は、三月三十一日までに額改定請求の手続きをとって下さい。

②昭和五十八年四月二日以後に生れた児童を含む二子を監護し、かつこれと生計を同じくする者は、三月三十一日までに、認定請求書を町長に提出して下さい。

③概に手当を受給している者のうち①以外の者はあらたに手続きは不用です。



御存知ですか



―福祉だより―

重度障害者(児)の日常生活用具給付のお知らせ

在宅の重度障害者(児)の方に日常生活の便宜を図るために日常生活用具が給付(貸与)されます。

一、種類(一)肢体不自由者

向、(二)視覚障害者向、

(三)聴覚障害者向、(四)精神薄弱者向)

(五)浴槽、湯沸器、特殊寝台

入浴担架など

(六)盲人用の時計、体温計、

タイプライターなど

(七)サウンドマスター、屋内

信号灯、ミニファクスなど

(八)特殊マット、火災警報器

自動消火器など

二、申請手続、費用の一部負担等、くわしくは役場町

民課へおたずね下さい。

民課へおたずね下さい。

手続きは、もうお済みでしょうか

— 昭和62年度 —

《 保 育 園 児 募 集 》

(受付期間 2月20日まで)

町 立

市原保育園 (定員 90名)

中原保育園 (定員 45名)

黒川保育園 (定員45名)

申 込 み

- 入園申込書類は役場町民課と各保育園にあります。
- 児童と生計を一にする扶養義務者(父母・祖父母・兄弟姉妹)であって給与所得のある方は勤務先からもらう昭和61年分源泉徴収票を受取り次第役場町民課に提出してください。
- 年度内に定員の変更があった場合は新定員に達し次第、締切らせていただきますので、早目にお申し込み下さい。
- その他不明の点については町民課に直接お尋ねください。

くらしと人権

—同和問題の理解のために—
こんなことをいったりしたりしていませんか。

●あなたは、女性に対して「女のくせに」とか「やっぱり女はだめだ」といったりしていませんか。

●あなたは、職業・学歴・出生地などを聞いただけで、その人を偉いと思ったり、見くんだりすることはありますか。

●あなたは、結婚の話がでたとき、相手の家柄・学歴・出生地・親の職業などを気にしませんか。

●あなたは、発達の遅い子どもや身体の不自由な人を見て、笑ったり、見下げたりしたことはありませんか。また、言動に表さなくとも、心の中でそのように思ったことはありませんか。

●あなたは、「新入りはだまつていろ」とか「よそ者は…」などいったりしたことはありませんか。

●あなたは、科学的な根拠はよくわからずに、昔からの慣習だといってこだわりすぎたり、迷信を信じたりしていることはありませんか。

※以上のようなことを反省してみると、私たちの身のまわりには差別意識につながるものが、いろいろあるのです。

—考えてみましょう—
右の例のほかに、どんなことが私たちの身のまわりにあるでしょうか。

家庭で同和問題について話し合ひましょう。

●理解しあえる家族関係をつくりましょう。

同和問題を正しく理解するためには、人のいたみがわかり、相手の立場にたち、共感しあうようになることが大切です。家庭の中で、お年寄りや子ども、夫や妻の立場を理解しそれぞれの悩みや苦しみを喜びを共に分かちあう家族関係をづくり、人権の大切さについて、話し合えるようになります。

●私たち大人が同和問題を正しく理解しましょう。

「子は親の鏡」といわれます。私達大人に偏見があれば、教えずなくても子どもは偏見をもつようになります。家庭の中で大人が子どもに差別を教えない、伝えないなど自覚することによって、差別の相續人をつくらないようにすることが必要です。家庭においてまず私たち大人は、同和問題を正しく理解したうえで、子どもにはつきり教えられるようになることが大切です。

—考えてみましょう—
同和問題解決のために家庭でできることは何でしょうか。

動きながら通信制高校で学んでみませんか！

●通信制高校
△毎日通学できない人のために開いた高校課程
△入学試験や年齢制限なし
△学習の進め方
△スクーリング(授業)：年間20回(日曜か月曜の昼間)

△レポート(報告課題)：年間約10回(1科目につき)。教科書、学習書、N・H・K高校講座を利用して家庭学習を進める。
△教科と試験
1年次7教科で年間3回。
△在学期間……4年以上
●諸経費
受講料を含め年間一二、〇〇〇円程度 入学時納入
●受付期間
昭和六十二年二月二十日から三月二十五日まで。
●協力校(天草高校・芦北高校・人吉高校・鹿本高校)
本校へ通学できない人のために、上記の所で年間15回(日曜)ほど授業や試験を行なう。
※ 詳細は熊本県立江津高等学校に問い合わせください。
☎096-372-5311

成人式行なわれる

昭和六十二年 南小国町成人式典が、一月三日午後一時より自然休養村管理センターにおいて、男性四十二名、女性三十四名の新成人を迎え、

来賓多数の方々のご臨席を賜わり挙行されました。

藤堂真人町長より、新成人各位に「常念必現」とのほなむけの言葉が贈られ、来賓者を代表し、熊本県議会副議長北里達之助氏、町議会議長馬 司氏から祝辞が述べられました。

新成人者も各自自己紹介を行ない、近況報告や抱負などが和気あいあいのなかに披露され、最後に新成人者を代表して、穴井達也さんが謝辞を述べ、出席者全員で新成人の門出を祝福して万才三唱を行いました。

当日、町連合青年団では団員総出にて婦人会有志の応援を得て、会場広場で揃いのハッピもりりしく紅白の餅つき、新成人者に贈り祝福しました。

なお、町よりの記念品、南小国町選挙管理委員会、農協森林組合より新成人者に記念品を差し上げ、花卉生産部会からも女性新成人者にコサージュが贈られて式典に花をそえました。

小国署だより

暴力団の進出を許すな!!

小国警察署管内は県内でも唯一の「暴力団のいない町、平和な小国郷」として知られています。

ところが昨年、小国警察署管内でも元暴力団K組組員が暴力団支部を結成しようとする動きがあったため、小国警察署としては署員が一丸となつて先制的捜査を行い、また町当局をはじめ地域住民の協力によって支部結成の動きを封圧することができました。これとは別に一昨年、やはり元暴力団K組組員が二、三名の輩下を引き連れて再三小国郷を訪れて徘徊し、暴力団の支部結成の機会を狙っているような状況がうかがわれています。

口組系の対立抗争の激化に伴い、これを逃れた暴力団組員等が新たな資金源確保のために小国郷に進出を図つてくるおそれも十分あります。

暴力団壊滅の根本は
一、暴力団に対する警察の厳しい取締り

二、関係機関、団体、それに全町民が総力をあげての暴力団排除運動の気運の盛上り

ではないかと思えます。

小国警察署としては暴力団の進出については厳しく目を光らせ、厳しい取締りを行つていきます。町民の皆さんはつぎのことを心掛けて下さい。

- 暴力団の法要、出所祝などの名目で行われる義理がけのための会場を貸さない。
- 暴力団に住宅、事務所、店舗を貸さない。
- 暴力団に債権などの取立て相談をしない、頼まない。
- 暴力団に用心棒代と称して金を出さない。
- 暴力団からの被害にあ

つたら、恐れずにすぐ警察に届け出る。

暴力団に関する情報、困り事相談、小暴力事案等ありましたら、恐れず、遠慮せず、すぐ小国警察署に連絡をお願いします。

覚せい剤を

追放しましょう

覚せい剤事犯は、厳しい取締りにもかかわらず増加傾向を続けており、ますます悪質、巧妙、かつ組織化しております。

又、乱用事犯については、地域的拡大とともに主婦、少年など一般市民層への浸透が更に進んでいます。

このようなことから警察では、二月中を「覚せい剤事犯取締り強化月間」として取締りを行います。

とくに覚せい剤中毒になると幻覚症状をおこし、親や子の顔の見分けもつかず殺傷行為に出るようになります。覚せい剤が小国郷に広がらないよう町民の皆さんのご協

力をお願いします。覚せい剤を見たり、聞いた

り、あるいは困っている方は、最寄りの駐在所、もしくは小国警察署防犯係にご相談下さい。

冬の住宅金融公庫は

融資額マップで

1月9日(金)から

住宅金融公庫では、昭和六十二年最後の受付を次により行います。

なお、今回は、床面積90㎡以上(建売住宅80㎡以上)の住宅について融資額を一律50万円引き上げ、一段と有利になりました。

- 一、受付期間
二月二日～三月五日
- 二、融資金額
*木造住宅新築(90㎡～120㎡)
通常融資 五六〇万円
特別割増融資 三〇〇万円

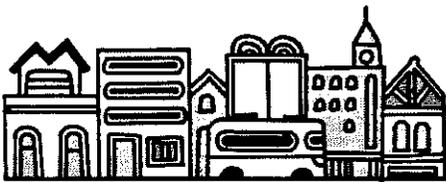
計 八六〇万円

*建売住宅購入(80㎡～120㎡)
通常融資 七七〇万円
特別割増融資 四〇〇万円
計 一、一七〇万円

三、金利
年5・25%(11年目以降及び特別割増融資は、年6・15%)

また、増改築・修繕等のリフォームローンは、融資限度額四一〇万円となりました。

お問い合わせ
住宅金融公庫熊本支所
電話096-324-2121



市外市内局番

変更実施時期の

お知らせ

NTT小国電報電話局

NTTでは阿蘇中、北部地区相互通話の市外局番が不要となるための工事を進めてまいりましたがこれが完成しましたので次の日時に切り替えを実施します。

一、実施時期

昭和六十二年三月三日

午後二時

二、対象市町村

南小国町・小国町・一の宮町・阿蘇町・産山村・波野村三、局番変更内容

別表のとおり

なお、当日(三月三日)の午後二時から約10分間程度切り替え作業のため一時的に電話がかかりにくくなりますのでこの時間帯の御利用はなるべくさしひかえて下さい。

局番変更内容

		現 在			変 更 後		
町 村	交換局	市外局番	市内局番	加入者番号	市外局番	市内局番	加入者番号
南小国町	南小国局	09674	2	××××	0967	42	××××
	黒川局	09674	4	××××	0967	44	××××
一の宮町	一の宮局	09672	2	××××	0967	22	××××
阿蘇町	阿蘇局	09673	2	××××	0967	32	××××
	坊中局	09673	4	××××	0967	34	××××
	赤水局	09673	5	××××	0967	35	××××
小国町	小国局	09674	6	××××	0967	46	××××
	杖立局	09674	8	××××	0967	48	××××
波野村	波野局	096724		××××	0967	24	××××
産山村	産山局	096725		××××	0967	25	××××

1等(10,080本) ビデオテープ レコーダー	A組	161226
	A・B 組共通	648038 311482 501050
2等(35,200本) 電磁調理器	A組	下5ケタ 98518
	A・B 組共通	下5ケタ 08340
3等(98,400本) 洋食器セット	A・B 組共通	下5ケタ 18531 86000 93507
	A・B 組共通	下3ケタ 766 931
4等(656万本) 手紙セット	A・B 組共通	下2ケタ 87
	A・B 組共通	33 56

お年玉、当たって
いませんか？

年賀ハガキ当選番号発表の日
第三八回(62年)お年玉つ
き年賀はがきの当選番号が次
のとおり決まりました。

賞品の引換え期間は一月二
十日から七月二十日までとな
っております。



町民カレンダー

February 62.2

1 日	休日在宅医 (榎木医院) ⑥2076 県知事選挙
2 月	
3 火	
4 水	予防注射 (はしか) (午後1時30分~2時) [蓮田医院内]
5 木	
6 金	健康相談 [上中原公民館] (午後1時~3時) 贈与税申告相談日 [管理センター] (午前9時~午後4時) 年金相談日 [小国町開発センター] (午前10時~午後3時)
7 土	婦人検診 [室原医院内] (午後1時~3時) [田中・千光寺・竹熊・里組]
8 日	休日在宅医 (大塚医院) ⑥3221
9 月	木材共販日
10 火	
11 水	建国記念日 休日在宅医 [管成医院] ⑥2069
12 木	不用犬引取り (午前10時まで 役場へ) 予防注射 (はしか) 午後1時30分~2時 [室原医院内]
13 金	婦人検診 [室原医院内] (午後1時~3時) [赤馬場・矢津田・脇戸]
14 土	健康相談 [瓜上公民館] (午前9時30分~11時30分)
15 日	休日在宅医 (鶴田医院) ⑥2056
16 月	
17 火	
18 水	
19 木	
20 金	婦人検診 [室原医院内]
21 土	(午後1時~3時) [馬場・杉田・鬼山・滝ノ口]
22 日	休日在宅医 [上野外科医院] ⑥2033 南小国町駅伝大会 (市原小スタート) 午前10時~
23 月	誕生健診 (午前9時~12時) 住民税申告相談日 木材共販日 母親学級 (午後1時30分~4時) (午前9時~午後4時) 管理センター
24 火	
25 水	不用犬引取り (午前10時まで 役場へ) 〃 波居原公民館
26 木	健康づくり大会 [管理センター] (午前9時~) 〃 黒川小学校
27 金	定期法律相談 (午後1時30分~3時30分迄) 〃 温泉館
28 土	婦人検診 [室原医院内] (午後1時~3時) [新町・市原]
3月1日 日	休日在宅医 [上野医院] ⑥0407
2 月	所得税確定申告相談日 (午前9時~午後4時) 管理センター
3 火	
4 水	
5 木	住民税申告相談日 (午前9時~午後4時) 中原小学校
6 金	年金相談日 (午前10時~午後3時) [小国町開発センター] 〃 〃
7 土	婦人検診 [室原医院内] (午後1時~3時) [追加]



冬本番、スケートを楽しむ子供たち(星和小学校)

南小国町駅伝大会

〇期日 2月22日(日)
〇コース 市原小スタート・
ゴール13区間

人事異動

発令62年1月1日
財務課長補佐
(管財係長兼務)
河津 幸治

寄附のお礼

故人の香典返しとして、次の方々から、南小国町社会福祉協議会に多額のご寄附を頂きました。
ここに謹んで厚くお礼申し上げます。
南小国町社会福祉協議会

長 迫 杉田下
北 日 野 博 典
博 英 治 様

結婚おめでとう

橋本博幸 志賀瀬
瀧本てる代 天草郡

おめでと〜ございませす

出生日	出生者	保護者	住所
12.21	池田志穂子	信敏	上町2
12.20	村上俊	文秋	陣内
12.14	中島貴信	智明	瓜上上
12.12	堀川貴博	千博	中湯田
12.2	河津理穂	久美俊	瓜上下

おくやみ申し上げます

死日	死亡者	喪主	住所
1.13	朝倉シズエ(75)	希男	扇下
1.12	岩下辰夫(82)	信雄	瓜上上
1.8	井星雄(73)	ユリ	星和
1.8	下城イワ(89)	千明	杉田下
12.31	大塚榮(91)	守	中杉田3
12.25	森フミヨ(51)	信吉	田尻
12.25	谷本ワカ(87)	秀徳	志津中